

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 枚方中継ポンプ場 電気設備更新工事

2. 随意契約理由

枚方中継ポンプ場は汚水をなわて水みらいセンターに送水するための施設であり、適正な下水処理を行う上で、非常に重要な役目を果たす施設です。

本工事は、京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業の事業用地取得に伴う、枚方中継ポンプ場の電気設備更新工事であり、受変電設備の一部更新に伴う受電盤の機能増設等を実施するものです。

今回工事を実施する受変電設備は、電力会社から電力を受電し各設備の用途に応じた電圧に変電する設備であり、電気的条件等の細部構造について製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。そのため、既存設備の機能増設を行うには、その設備に関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、その機能及び動作の確認は、ポンプ場全体設備についての機能動作を把握した上で行う必要があります。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を実施したシンフォニアテクノロジー株式会社以外にその能力を有するものがないため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により同社大阪支社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。